

新居浜東第二火力発電所 1 号発電設備建設工事に係る
環境影響評価方法書についての意見の概要と当社の見解

平成 2 0 年 8 月

住友共同電力株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧期間	1
(4) 縦覧場所	1
(5) 縦覧者数	1
2. 環境影響評価方法書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2

第2章 環境影響評価方法書のついて提出された環境の保全の見地からの

意見の概要とこれに対する当社の見解	2
-------------------	---

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨その他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成20年7月1日（火）

(2) 公告の方法

① 平成20年7月1日（火）付の愛媛県公報「愛媛県報」に「公告」を掲載した。
（資料－1）

② 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。
新居浜市の広報誌（市政だより にいはま「7月号」）に掲載 （資料－2）

(3) 縦覧期間

平成20年7月1日（火）から平成20年7月31日（木）までとした。
ただし、愛媛県庁、新居浜市役所に関しては土曜日、日曜日、祝日は除いた。
縦覧時間は、午前9時から午後5時までとした。

(4) 縦覧場所

自治体庁舎2箇所、当社施設1箇所の計3箇所にて縦覧を実施した。

自治体庁舎：愛媛県庁 愛媛県県民環境部環境局環境政策課

（愛媛県松山市一番町4丁目4番地2）

新居浜市役所 新居浜市環境部環境保全課

（愛媛県新居浜市一宮町1丁目5番1号）

当社本社：住友共同電力株式会社 本社事務所

（愛媛県新居浜市磯浦町16番5号）

(5) 縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）

総数	30名
（内訳）愛媛県庁	2名
新居浜市役所	15名
住友共同電力本社事務所	13名

2. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する方の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成20年7月1日（火）から平成20年8月14日（木）までの間
（縦覧期間及びその後2週間）

(2) 意見書の提出方法（資料－3）

当社への郵送による書面の提出
縦覧場所での受付

(3) 意見書の提出状況

環境の保全の見地から提出された意見は2件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、当社に対して提出された環境の保全の見地からの意見は2件であった。

「環境影響評価法」及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書についての住民等の意見の概要と当社の見解

意見の概要	当社の見解
(1)最新の技術を活用し、環境をより配慮した設備を建設して頂きたい。	新居浜東第二火力発電所1号発電設備の計画に当たっては、電気・蒸気併給方式を採用し、総合エネルギー効率の大幅な向上を図ります。加えて、省エネルギー機器、最新の高効率機器を導入し、更なるエネルギー利用効率の向上を図るとともに、最新のばい煙対策設備を設置する等、環境に配慮いたします。
(2)地球環境のこともあり、最新の技術を駆使し十分環境面に配慮して下さい。	同 上

愛媛県報に掲載した公告内容

平成20年7月1日(木)掲載

○公 告

環境影響評価方法書について

環境影響評価法(平成9年法律第81号)第5条第1項の規定により、次の対象事業について環境影響評価方法書を作成したので、同法第7条の規定により、次のとおり公告します。

なお、この環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

平成20年7月1日

住友共同電力株式会社

代表取締役社長 黒 木 明 徳

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 事業者の名称 住友共同電力株式会社

(2) 代表者の氏名 代表取締役社長 黒 木 明 徳

(3) 主たる事務所の所在地

愛媛県新居浜市磯浦町16番5号

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 住友共同電力株式会社新居浜東第二火力発電所1号発電設備

(2) 種類 出力が15万kW以上である火力発電所の設置の工事の事業

(3) 規模 発電出力 25万kW

3 対象事業が実施されるべき区域

愛媛県新居浜市菊本町1丁目、2丁目及び地先海域

4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域
の範囲

愛媛県新居浜市

5 環境影響評価方法書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所 愛媛県庁、新居浜市役所及び住友共同電力

株式会社本社(愛媛県新居浜市磯浦町16番5号)

(2) 縦覧期間 平成20年7月1日から平成20年7月31日まで

(3) 縦覧時間 9時から17時まで

6 環境影響評価方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書の提出に必要な事項

(1) 提出期限 平成20年8月14日まで

(2) 提出先 〒792-8520 愛媛県新居浜市磯浦町16番5号

住友共同電力株式会社 技術企画部

(3) 意見書の提出に必要な事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 意見書の提出の対象である環境影響評価方法書に記載された対象事業の名称

ウ 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載すること。)

「市政だより にいはま」 7月号掲載

環境影響評価方法書縦覧

住友共同電力株式会社新居浜
東第二火力発電所1号発電設備
建設工事に係る環境影響評価方
法書の縦覧を行います。

縦覧期間 7月1日(火)～31日(休)

縦覧場所 ▼環境保全課(市役
所2階)土・日・祝日を除く8
時30分～17時15分、▼住友共同
電力株式会社本社(磯浦町16-
5)9時～17時

問 環境保全課 ☎65-1512

環境の保全の見地からの意見記入用紙

[illegible]

なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。